

『魚山薑芥集』成立過程の研究

論文要旨

大正大学大学院仏教学研究科仏教学専攻 博士後期課程

新井弘賢

要旨

本稿の主題は、真言声明の規範的教則本である『魚山薑芥集』の成立過程の解明である。『魚山薑芥集』は、真言声明の主要曲目を収録する法会用の譜本である『声明集』に、旋律や音価の表記また各曲目の曲調の情報等の注記が付された、南山進流の教則本であり、現在でも真言宗諸山で使用されている。

真言声明の実態解明のための基礎研究として、本論考では、真言声明の規範的教則本である『魚山薑芥集』の成立過程の解明を目指した。

従来『魚山薑芥集』の研究は『魚山薑芥集』編纂以後の資料についての考究が中心であり、未だ高野山に大進上人流が流入してから『魚山薑芥集』が成立するに至るまでの経緯を中心に扱った研究は存在しない。

本稿では特に、口伝書類に現れた大進上人流流入以後の高野山の声明の系譜について情報と、『魚山薑芥集』の先駆資料である『声明集』の関連性を絶えず意識し考究を行った。これらの資料が有機的な繋がりの中で語られることによって『声明集』諸本の立ち位置が定まり、それによって『魚山薑芥集』成立までの南山進流の具体的な伝承過程が解明されると考えた。

第一章では、『魚山薑芥集』の基本的情報と当本に関わる事柄について概観した。

第一節では、『魚山薑芥集』の資料及び智生房長恵（一四五六〜一五二四）の『魚山薑芥集』の撰述から『魚山薑芥集』の刊行までの経緯をまとめた。『魚山薑芥集』は最初、甲乙二巻本として明応五年（一五九六）に長恵によって編纂されたというのが通説である。しかし、この原本は存在せずに、書写年代を別にする甲巻と乙巻の二本の写本が存在する。最初に著された『魚山薑芥集』は、長恵が自らこれらを合本したものであると、先行研究でもみなされている。その後、長恵は、永正十四年（一五一七年）に『魚山薑芥集』を三巻本に再治した。十六世紀の後半になると、順良房朝意（一五一八〜一五九九）がこの三巻本の再治本を幾度も書写した。さらにこの朝意の書写した三巻本の再治本を底本として江戸期の正保三年（一六四六）に『魚山薑芥集』が刊行されたとされる。なお、本稿では『魚山薑芥集』の成立を、長恵が三巻本の『魚山薑芥集』を撰述し終えた時点とした。また、長恵の自筆の『魚山薑芥集』は現存しないので、朝意の書写本の中でも最古の「永禄七年本」を本稿で用いた。

第二節では、『魚山薑芥集』を撰述した長恵と当書の普及の礎を築いた朝意について論じた。長恵は法儀における有識者・権威者であったと推定した。一方、朝意は、高野山における三傑と称される存在であったが、さらに『魚山薑芥集』のみならず「秘讚」「乞戒声明」「大阿闍梨声明」からなる「三重の許可」と称される声明の最極の伝授も行った重要人物であることを突きとめた。

第三節から第七節においては『魚山薑芥集』の内容について概観した。すなわち、第三節では、曲目・曲順、第四節では、曲調、第五節では博士・旋律・仮名、第六節では注記、第七節では、「音律開合名目」についてそれぞれ概要を確認した。

以上のような準備をした後に、第二章から第四章において、『魚山薑芥集』の成立過程を初期・中期・後期に分けて考察した。

第二章では初期、すなわち、大進上人流が高野山に伝来してから『声明集』の基本構造が確定するまでの間について論じた。具体的な年代は、正等房勝心（〜一一一八〜一二三

七)が大進上人流の本拠地の移転の要請の手紙を中川慈業(一二四三以降)に送ったとされる嘉禎元年(一二三五)から、重弘(一三五九)が示寂した正平十四年(一三五九)までに設定した。

第一節では、十五世紀末に撰述された『声決書』と『声実抄』によって、初期の南山進流の実態について考察した。また、初期における『声明集』の存在についても検討を行った。『声決書』によれば、南山進流は初期の観験(一一八二〜一二一八)の頃に一流として興った。その後、南山進流は次第に独立し、覚証院方、金剛三昧院方、東南院方の三流に分かれたとされる。さらに、この中の覚証院方は、重弘以後において二系統に分かれたとされる。なお、この二系統を便宜的に慈鏡系と隆法系とそれぞれ名付けた。一方、『声実抄』には、観験が勝心に大進上人流を附属したことは記されていたが、覚証院院方、金剛三昧院方、東南院方の三流について直接的な言及はなされていなかった。さらに、『声決書』の覚証院方が重弘から二系統に分かれたとする事項にも触れていない。また、『声実抄』には、覚意(一二三七〜一二九三)の師でもある般若房定意(十二世紀末〜十三世紀前半頃)と宝蓮房祐真(十三世紀前半頃)に関する記述が多くみられた。さらに『声実抄』から、十四世紀の後半には、般若房定意及び宝蓮房祐真の自筆の『声明集』がそれぞれ存在していたことが推定できた。また、初期の南山進流は、相応院流に対しては強い対抗意識を有していたが、声明家個々の差異が強く、一流派としての統一性が低かったことも明らかにすることができた。また、『声決書』が主張するような独立性の強い覚証院方・金剛三昧院方・東南院方の三流が十三世紀の後半に分立していたとは考えられず、この三流は、初期から中期にかけて徐々に独自の声明を伝える流派として形成されていたと推定した。

第二節では、『魚山薑芥集』の記譜の根幹をなす「覚意の五音博士」を考案した覚意の功績について検証した。

まず、第一項では、覚意が、観験系大進上人流と慈業系大進上人流の両系統に位置付けられることを明らかにし、この慈業系大進上人流を醍醐寺で相伝したことを推定した。

第二項では、覚意は「覚意の五音博士」の考案者としてのみならず、声明に関わる様々な事柄に精通した達匠として評価されていた可能性があることを論じた。

第三項では「覚意の五音博士」以前、高野山で、大進上人宗観(一一一五〜)の記譜法を伝える慈業系大進上人流の記譜法や醍醐流の任賢(一一八七〜一二一八)以降に発展した記譜法が使用されていた可能性、または、それらに類似した別の記譜法が存在した可能性について論じた。その結果、当時の高野山には独自の記譜法が存在しておらず、また「五音」が使われる以前には笛の音孔名が使用されていたことが明らかになった。

第四項では、高野山特有の記譜法が存在していなかった状況下における、覚意による新たな記譜法の考案について論じた。

第三節では、覚意が五音を付す以前の「秘讚」の声明譜を特定し、その声明譜と覚意の五音博士が付された声明譜が一致を示し、覚意が五音博士を考案したことを確認した。

第四節では、まず、称名寺所蔵の二本の『声明集』のうちの「称名寺本a」を初期の覚意系の『声明集』であると断定した。もう一本の「称名寺本b」は相応院流の『法則集』を覚意の五音博士に翻譜したものであると推定した。さらに、「文保二年本」は隆然の系

統の『声明集』である可能性を指摘した。また、「称名寺本 a」と「文保二年本」それぞれの博士の骨格を『魚山薑芥集』と対照し、『魚山薑芥集』の基本的構造が文保二年の時点で出来上がっていたことを解明した。

次に『声実抄』にみられる般若房・宝蓮房の博士の骨格と「称名寺本 a」・「文保二年本」の博士の骨格との比較対照を行い、覚意系の「称名寺本 a」と「文保二年本」は宝蓮房祐真よりも般若房定意の記譜の影響を受けている可能性があることを明らかにした。

以上のように、初期に覚意が「覚意の五音博士」を考案して以後、「覚意の五音博士」は急速に広まり、十四世紀の初頭には「覚意の五音博士」を使った『声明集』が成立し、『魚山薑芥集』の基本的構造が確定したのであり、これは、覚意の功績によるものと評価した。

第三章では、『魚山薑芥集』の成立過程中期について考察を行った。

なお、『声明集』の基本構造が確定し、重弘が示寂した正平十四年（一三五九）から、文明四年（一四七二）の『声明集』刊行以前までを、中期に設定した。この時期には、覚証院方が二系統に分かれ多様な『声明集』や口伝書が登場し、「文明四年版」刊行の道筋が作られた。

第一節では、中期の『声明集』諸本を、曲目・曲順と博士の骨格を比較検討することにより、三系統に分類し、それぞれの系譜の特定を目指した。その結果、「康正二年本」と『声明集隆法口伝』を覚証院方の隆法系の『声明集』に、「永享六年本」と「永享十年本」を同じ覚証院方の慈鏡系の『声明集』に位置付けることができた。また、「応永三年本」を覚証院方に属さず覚意系を伝承した可能性がある『声明集』とみなした。さらに、隆法系よりも慈鏡系の『声明集』が、二系統に分かれる以前の覚証院方の声明をより多く継承していることを突きとめた。また、この慈鏡系と隆然系『声明集』の存在を確認できたことよって、今まで疑問視されてきた、覚証院方が二系統に分かれたことを伝える『声決書』の信憑性を高めることができた。

第二節では、『魚山薑芥集』編纂に大きな影響を与えたとされる『声明集私案記』の概要と資料について確認した。今まで明らかにされていなかった『声明集私案記』の成立年代を応永二年（一三九五）から応永二十年（一四一三）に設定した。また、『声明集』所収の曲の全ての詞章について、『声明集私案記』が何等かの言及している箇所をすべて精査し、『声明集』の詞章の総数のうちのおよそ三割四分に『声明集』が指南を付していたこと、さらに、その中で旋律、つまり博士の実際の唱法についての指南が六割程度をしめていたことを突きとめた。

第三節では、『声明集私案記』が覚証院方の慈鏡系の『声明集』に依拠して成立したことを突きとめた。また、隆然系の「文保二年本」と慈鏡系の「永享十年本」も『声明集私案記』の本説の博士を多く採用していることも確認した。

第四節では、『声明集私案記』の覚証院と東南院、衆徒方と金剛三昧院とを対比した記述から、『声明集私案記』の流派観について考察した。

その結果、覚証院方と同じ進流ではあるが、東南院方と金剛三昧院方という「了栄房ノ非節」や「樹下ノ座様」と呼ばれる好ましくない独自の唱法を持つ二系統の声明の支流派が存在していたと、『声明集私案記』が認識していたことが明らかになった。ただし、高野山上で実質的に独立した流派として存在していたのは南山進流と相応院流であり、覚証

院方・東南院方・金剛三昧院方等はあくまで進流のなかの支流派に過ぎないと認識されていたことも明らかとなった。また、進流に対抗する他流派として相応院流が強く意識されていたことも判明した。

以上のように、中期には、同じ基本的構造を持つ、覚証院方の『声明集』と、非覚証院方で覚意系の可能性のある『声明集』が成立し、同じ覚証院方でも、隆然の伝承を保持し続けた保守的な慈鏡系と、隆然の伝承から距離を置き出した革新的な隆法系の覚証院方が併存しており、そのような、状況において慈鏡系の覚証院方において『声明集私案記』が作成されたことを明らかにした。

第四章では、『魚山薑芥集』の成立過程後期について考察を行った。ここでは、『声明集』の刊行から『魚山薑芥集』の成立までについて論じた。

第一節では、まず版本の「文明四年版」の『声明集』が、中期の隆法系の「康正二年本」を祖本としていることを確定し、「文明四年版」の刊行までに慈鏡系の覚証院方は衰退したであろうと推定した。次に「文明四年版」と『魚山薑芥集』の基本構造（曲目・曲順と博士の骨格）が同じであることから、長恵は「文明四年版」を底本とし、その他の『声明集』を対校して『魚山薑芥集』の骨格を決定した可能性があることを指摘した。また、『魚山薑芥集』は博士の骨格に関しては『声明集私案記』から影響を受けていないことも確認した。

次に、第二節では『魚山薑芥集』の成立に関わる問題について考察を行った。まず、『声明集私案記』に基づいて編纂したと自ら謳う『魚山薑芥集』の『声明集私案記』の受用の実態について明らかにするために、『声明集私案記』が旋律（博士の実際の唱法）について言及している計六百八十八箇所（の指南と『魚山薑芥集』の旋律を比較し、さらに隆然系の「文保二年本」、慈鏡系の「永享六年本」、隆法系の『声明集隆法口伝』のそれぞれの旋律とも対照した。その結果、慈鏡系の「永享六年本」が『声明集私案記』と同一の旋律を有する割合が高く、『魚山薑芥集』は隆法系の『声明集隆法口伝』に近いことが判明した。

次に、『魚山薑芥集』の指南のなかで、何らかの典拠があると思われるすべての箇所を精査し、『声明集私案記』の指南を五十四例抽出した。それらを、受用の仕方を基準に、三つに分類し比較検討した。その結果、『魚山薑芥集』の唱法と慈鏡系の『声明集私案記』の指南には、ある程度の相違が生じていたが、それにもかかわらず長恵は、『声明集私案記』を隆然によって著された覚証院方の正統な口伝書として位置付け、『魚山薑芥集』の正統性を主張するために、『声明集私案記』の指南を多数『魚山薑芥集』に掲載した。『魚山薑芥集』が『声明集私案記』をこのような態度をもって受用したことが明らかにされた。

なお、このような受用の態度から、『魚山薑芥集』成立当時に『声明集私案記』つまり慈鏡系の伝承が衰退していたことが浮かび上がってきた。

次に、『声明集私案記』の指南から、進流と相応院流とを対比した二十三の指南と、覚証院と東南院を対比した三箇の指南、衆徒方と金剛三昧院とを対比した四箇の指南、計三十の指南を抽出した。その結果に基づき、長恵の時代の高野山では、相応院流の影響力が『声明集私案記』が成立した頃に比べて大分弱まっていたこと。しかし、長恵の時代の高野山には、覚証院方の唱法とは区別される東南院方と金剛三昧院方の独自の声明が存在し

ていたこと。このような状況の中で、長恵は『声明集私案記』の多くの指南を『魚山薑芥集』に掲載し、覚証院方の派祖である隆然が著したとされる『声明集私案記』の指南を伝えようとしたことを論じた。

最後に、『魚山薑芥集』に伝わった『声明集私案記』以外の資料や人物の指南を五十七抽出し、『魚山薑芥集』の『声明集私案記』以外からの影響についても探った。その結果、長恵は『声明集私案記』以外の『声明集』や口伝書、なかでも『声明集隆法口伝』及び覚証院方の正嫡である師の快助から多くの指南を得て『魚山薑芥集』を撰述していたことが明らかになった。このことから、長恵は、隆法―重仙―快助の系譜に連なる人物であることとの確証が得られた。すなわち、長恵が隆法系の覚証院方の範疇において『魚山薑芥集』を撰述したのである。

以上のように本稿は、高野山に大進上人流が流入してから『魚山薑芥集』が成立するに至るまでを初期・中期・後期の三期に分け、『声明集』や『声明集私案記』『声明集隆法口伝』等の口伝書類の諸資料を『魚山薑芥集』と比較対照することにより、『魚山薑芥集』の成立過程を解明したものである。